

# 求職者支援制度の特例措置の活用状況について

# 求職者支援制度及び特例措置の概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**収入が一定額以下の場合**は、**在職中に給付金を受給しながら、訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、無料の職業訓練を受講できる

## ○ コロナ禍で講じている特例措置（令和5年3月末までの時限措置）

給付金の 本人収入要件	<b>月8万円以下</b> → <b>シフト制で働く方などは月12万円以下</b> ※ シフト制で働く方などが働きながら訓練を受講しやすくする
給付金の 世帯収入要件	<b>月25万円以下</b> → <b>月40万円以下</b> ※ 配偶者や親と同居している非正規雇用労働者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講しやすくする
給付金の 出席要件	<b>病気などの証明できるやむを得ない理由の欠席を訓練実施日の2割まで認める</b> → <b>理由によらず欠席を訓練実施日の2割まで認める</b> ※ 子供のぐずりなどの証明できない理由で訓練を欠席せざるを得ない育児中の女性などが、訓練を受講しやすくする ※ 病気や仕事などのやむを得ない理由の欠席は給付金を減額せずに支給し、それ以外の欠席は給付金を日割りで減額
訓練対象者	<b>再就職や転職を目指す者</b> → <b>転職せずに働きながらスキルアップを目指す者を加える</b> ※ 働きながら訓練を受講して正社員転換などを目指す非正規雇用労働者の方などの訓練受講を推進する
訓練基準	<b>訓練期間：2か月から6か月</b> → <b>2週間から6か月</b> <b>訓練時間：月100時間以上</b> → <b>月60時間以上</b> ※ 働きながら受講しやすく短い期間、時間の訓練コースを設定する。併せてオンライン訓練の設定を促進する

※ 給付金の本人収入要件と訓練基準の特例措置は令和3年2月25日より適用。その他の特例措置は令和3年12月21日より適用

- **職業訓練受講給付金の特例措置の活用状況を把握するため、全国のハローワークにおいて以下の調査を実施。**

## 【調査1】 訓練受講者に対する調査

- ・雇用保険受給者以外の者に対して、訓練受講開始から概ね1か月後の時点で、在職状況や特例措置の適用状況等をアンケートにより調査

(調査対象) 求職者支援法に基づく支援指示により求職者支援訓練又は公共職業訓練を受講する者のうち、初回の指定来所日が令和4年6月20日から同年7月15日までの者

(調査方法) 訓練受講者が調査票に記入・提出（特例措置の適用状況はハローワーク職員が記入）

(回答数) 2,299件

## 【調査2】 訓練受講に至らなかった者についての調査

- ・職業訓練の受講希望者のうち、受講申込みに至らなかった者について、受講申込みに至らなかった理由等を調査

(調査対象) 令和4年6月20日から同年7月15日までに訓練相談を行った求職者支援訓練又は公共職業訓練の受講希望者（雇用保険被保険者及び受給資格者を除く）で、受講申込みに至らなかった者

(調査方法) ハローワーク職員が調査票に記入

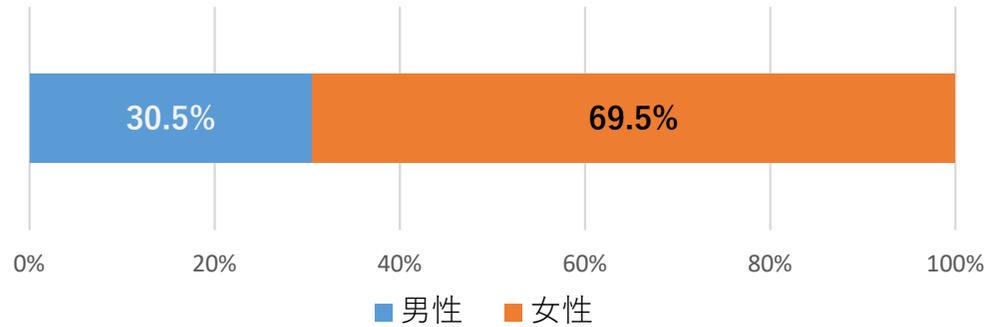
(回答数) 1,792件

# 【調査1】 訓練受講者に対する調査

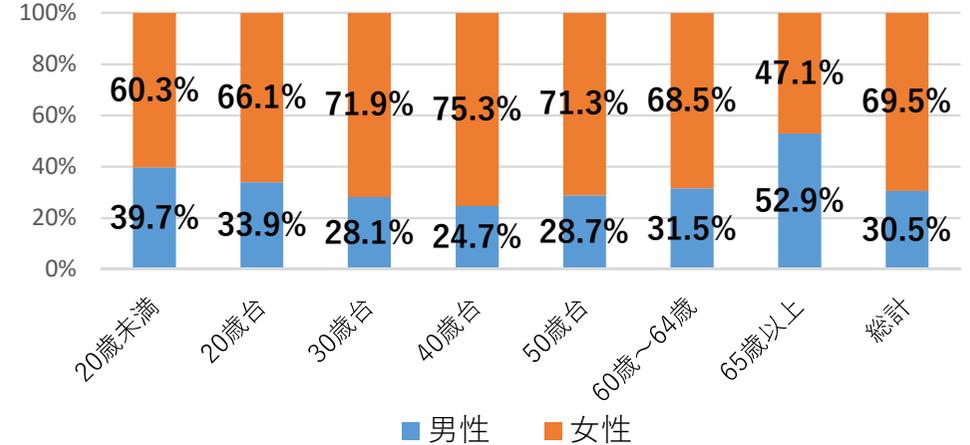
# 訓練受講者の属性・状況

- 訓練受講者の7割が女性。
- 年齢は20歳台が最も多いが、30歳台以上も幅広い年齢の者が受講している。
- 40歳台が最も女性の割合が多い。
- 育児・介護をしながら訓練を受講している者の割合は8.2%（このうち女性が90.8%）。

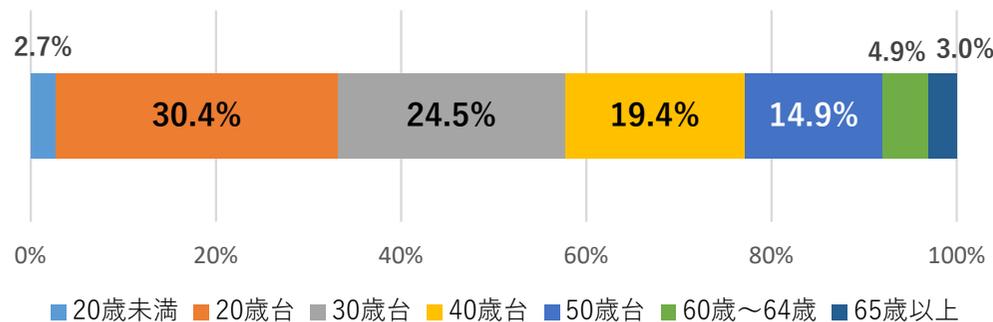
性別 (N=2,262)



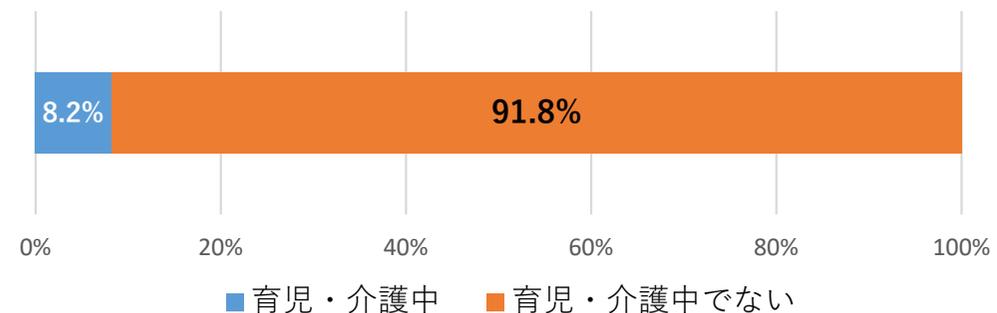
男女比 (年齢別) (N=2,262)



年齢 (N=2,299)



育児・介護の状況 (N=2,299)



# 【調査1】 訓練受講者に対する調査

# 働きながら訓練を受講している者の状況

- 働きながら訓練を受講している者の割合は 15.0% で、20歳台以下に多い。
- 就労日数は週3日程度以内が大半。
- 就労時間は週10時間未満と10時間以上20時間未満が同程度。
- 就労による収入が月6万円未満の者が4分の3。

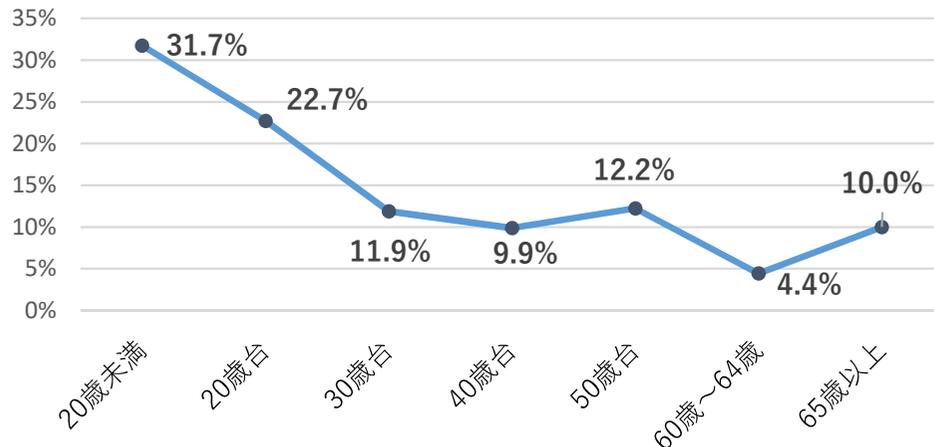
働きながら訓練を受講している者の割合  
(N=2,299)



1週間の就労日数 (N=337)



働きながら訓練を受講している者の割合  
(年齢別) (N=344)



1週間の就労時間 (N=336)



1か月の就労による収入 (N=337)

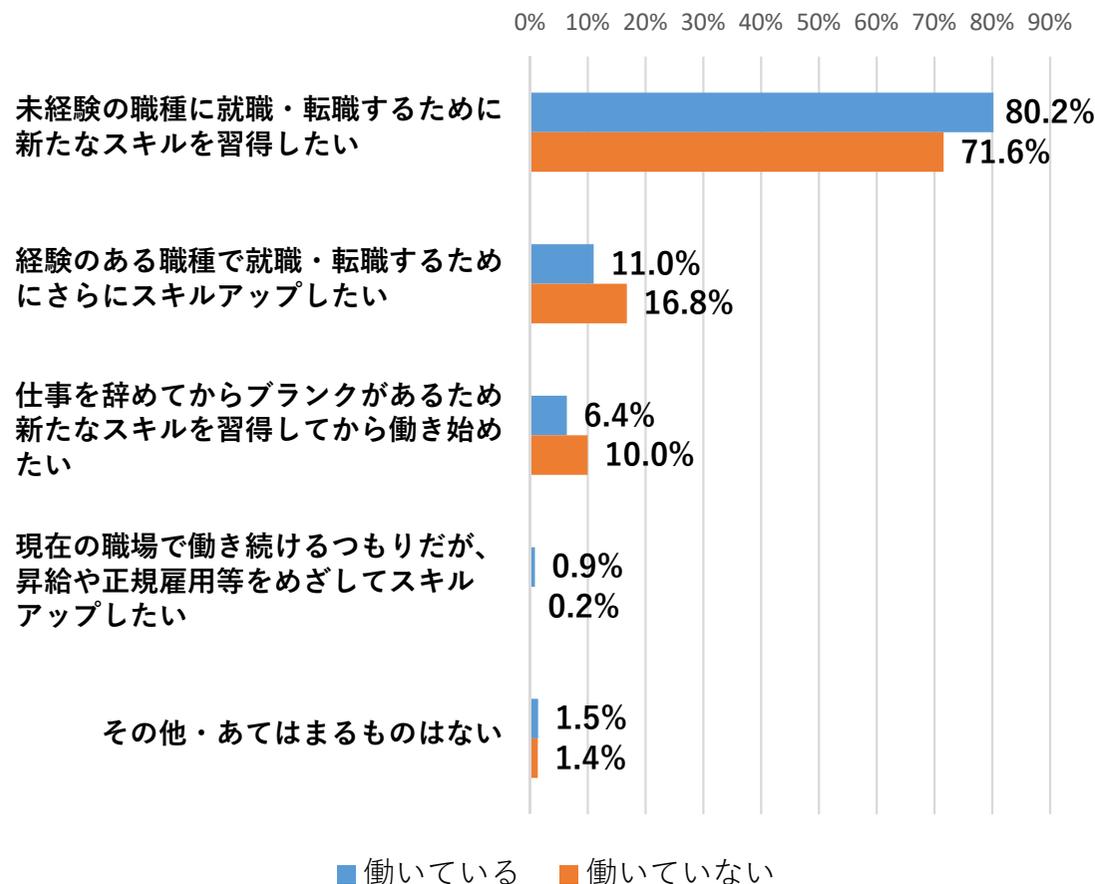


# 【調査1】 訓練受講者に対する調査

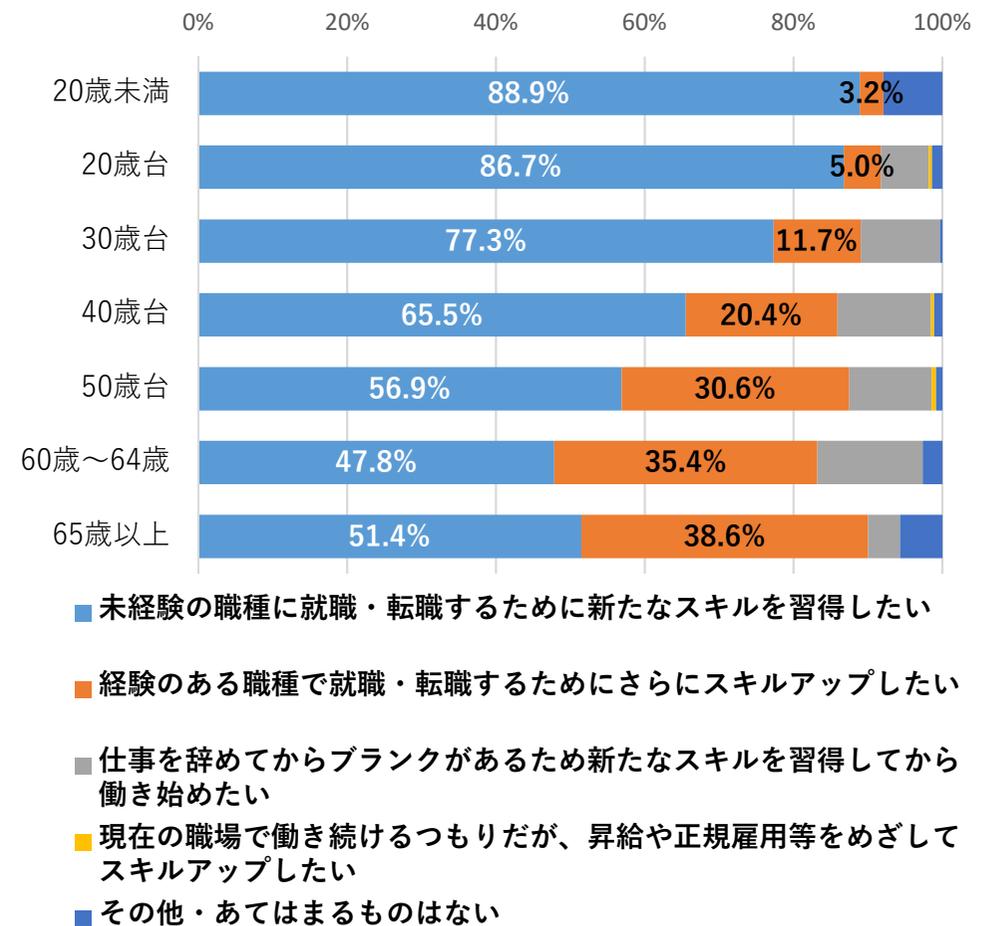
## 訓練受講の目的

- 訓練受講の目的は「未経験の職種に転職・就職するために新たなスキルを習得したい」が最も多く、その割合は働いている者のほうが高い。
- 年齢層が高くなると、「経験のある職種で就職・転職するためにさらにスキルアップしたい」の割合が高くなる。

訓練受講の目的 (N=2,299)

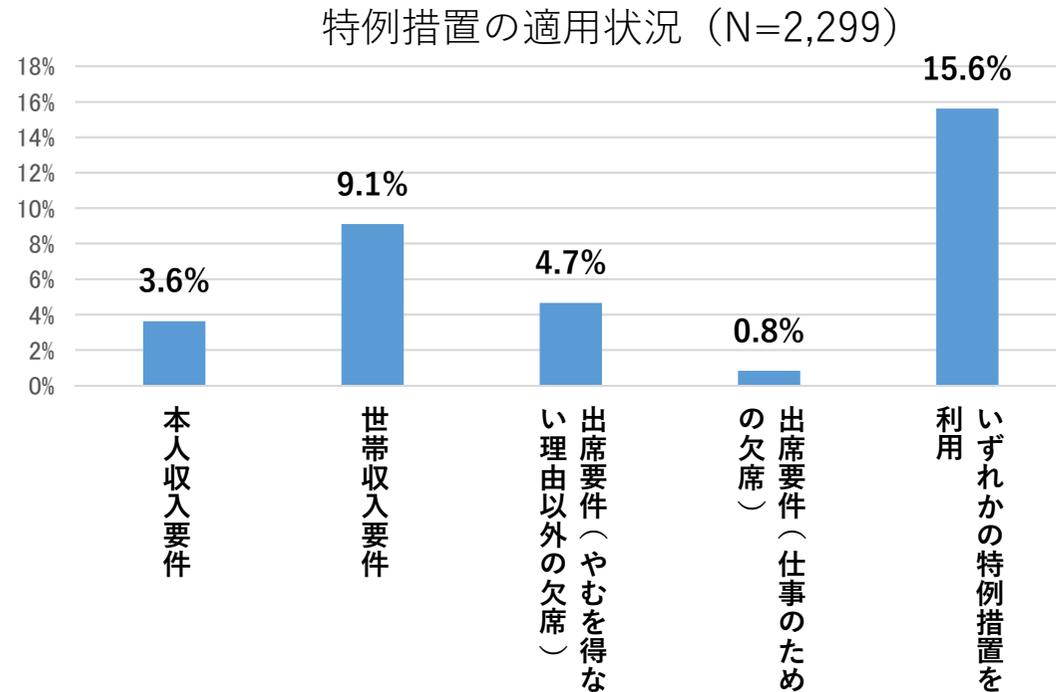


訓練受講の目的 (年齢別) (N=2,299)



## 【調査1】 訓練受講者に対する調査 特例措置の適用状況①

- 訓練受講者の15.6%がいずれかの特例措置を利用。
- 世帯収入要件の特例措置が最も利用されている。



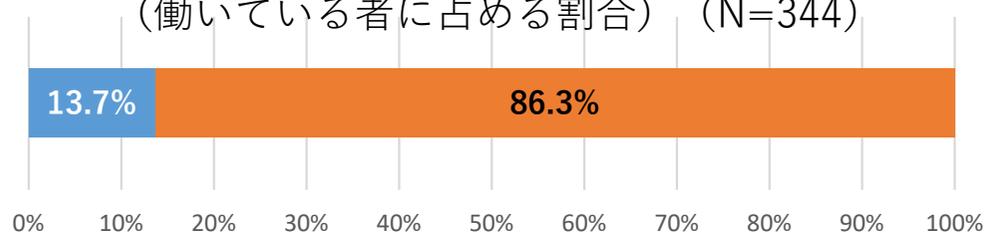
(注) 今回の調査における「⑤訓練対象者の特例措置」の適用件数は0件。

### 【職業訓練受講給付金の特例措置】

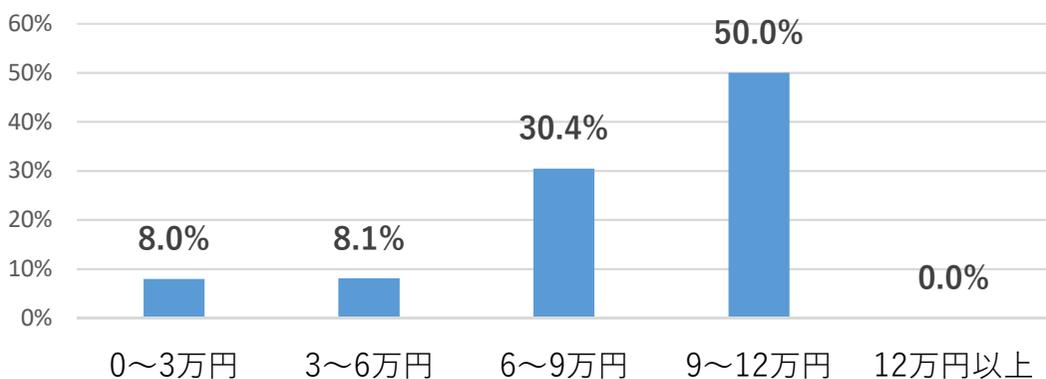
- ① 本人収入要件 (シフト制の者等について月8万円以下 → 月12万円以下)
- ② 世帯収入要件 (月25万円以下 → 月40万円以下)
- ③ 出席要件 (やむを得ない理由以外の欠席を2割まで認める)
- ④ 出席要件 (仕事のための欠席をやむを得ない理由による欠席と認める)
- ⑤ 訓練対象者 (転職を目指さない者も対象とする)

- 働いている者の13.7%が本人収入要件の特例措置を利用。
- 1か月の収入が6～9万円の者の30.4%、9～12万円の者の50.0%が本人収入要件の特例措置を利用している。
- 働いている者の11.9%、育児中の者の23.5%が世帯収入要件の特例措置を利用。

本人収入要件特例の適用割合  
(働いている者に占める割合) (N=344)

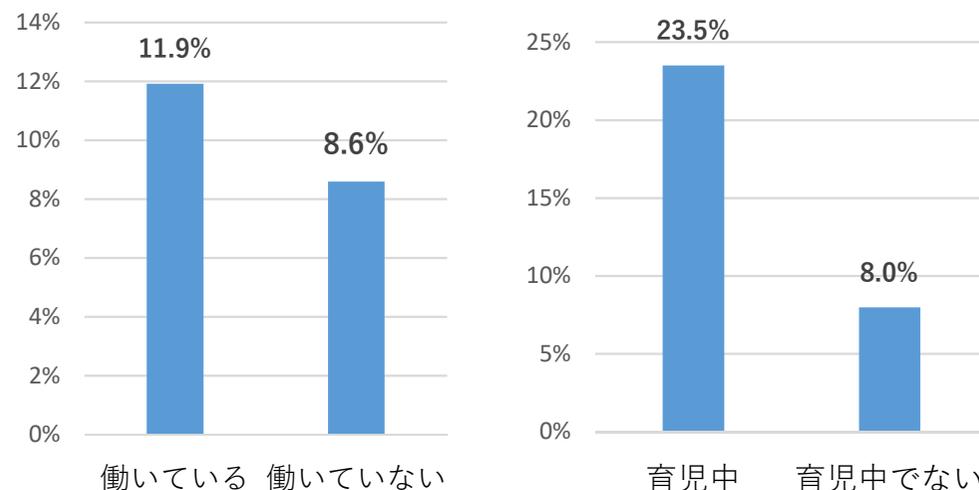


本人収入要件特例の適用割合 (1か月の収入別)  
(N=337)



(注) 働いている者のうち、それぞれの収入を得ている者の中での適用割合を示したもの。

世帯収入要件の適用割合  
(就労・育児の状況別) (N=2,299)

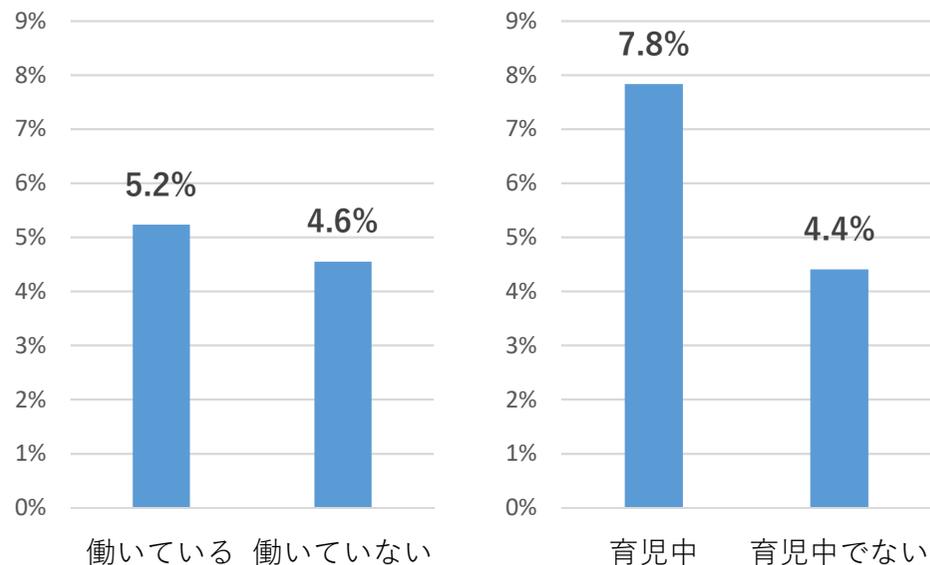


(注) 「働いている者の中での適用割合」及び「働いていない者の中での適用割合」をそれぞれ示したものの。

(注) 「育児中の者の中での適用割合」及び「育児中でない者の中での適用割合」をそれぞれ示したものの。

- 育児中の者の7.8%が「出席要件の特例（やむを得ない理由以外の欠席）」を利用。
- 働いている者の「出席要件の特例（仕事のための欠席）」の利用割合は3.2%。

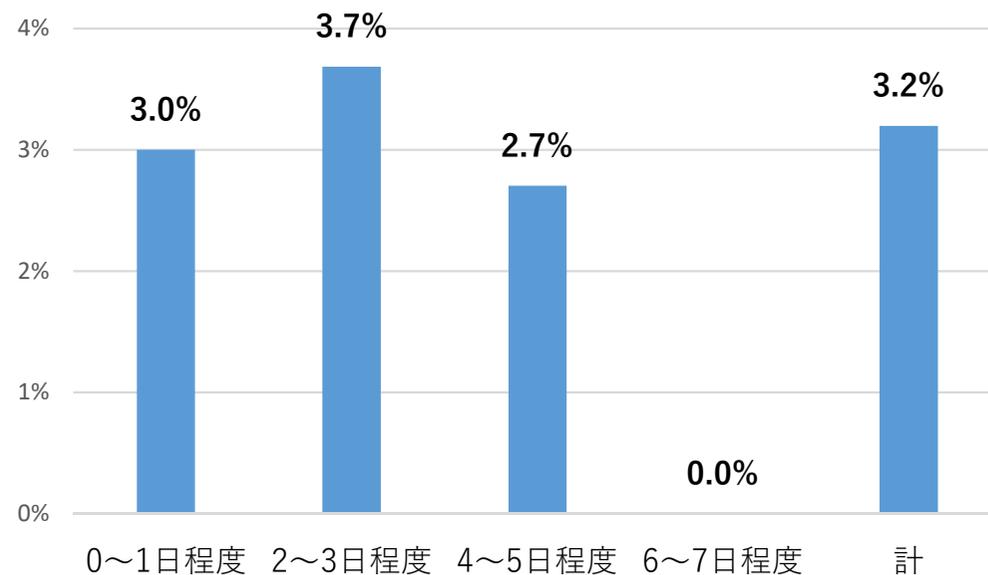
出席要件特例（やむを得ない理由以外の欠席）の適用割合  
（就労・育児の状況別）（N=2,299）



（注）「働いている者の中での適用割合」及び「働いていない者の中での適用割合」をそれぞれ示したものを。

（注）「育児中の者の中での適用割合」及び「育児中でない者の中での適用割合」をそれぞれ示したものを。

出席要件特例（仕事のための欠席）の適用割合  
（働いている者に占める割合）（N=344）

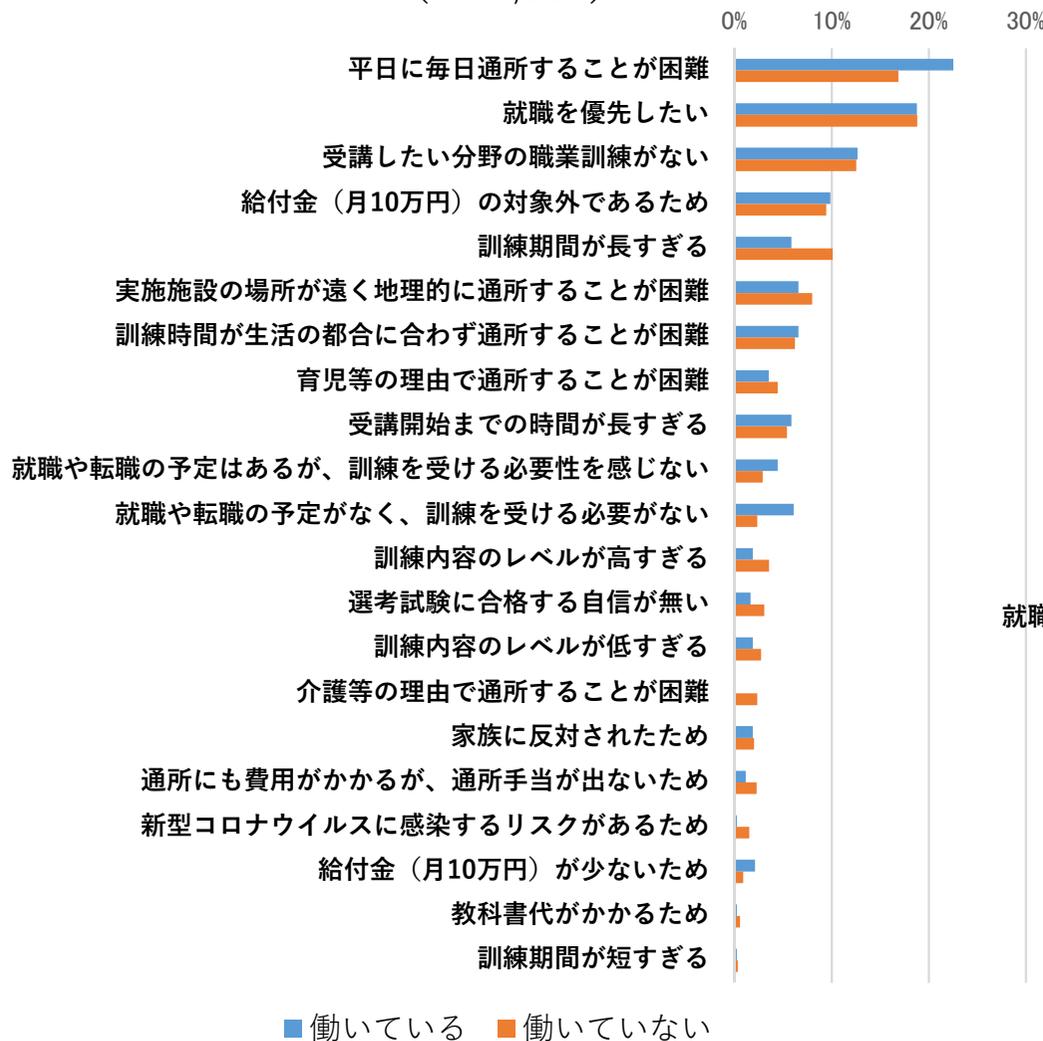


（注）それぞれの就労日数で働いている者の中での適用割合を示したものを。

# 【調査2】 訓練受講に至らなかった者についての調査 ①

- 訓練を受講しない理由は、「毎日通所することが困難」「就職を優先したい」「受講したい分野の訓練がない」「給付金の対象外であるため」が上位。
- 育児中の者については、通所が困難であることを理由とする者が多い。

訓練を受講しない理由（就労状況別）  
(N=1,661)



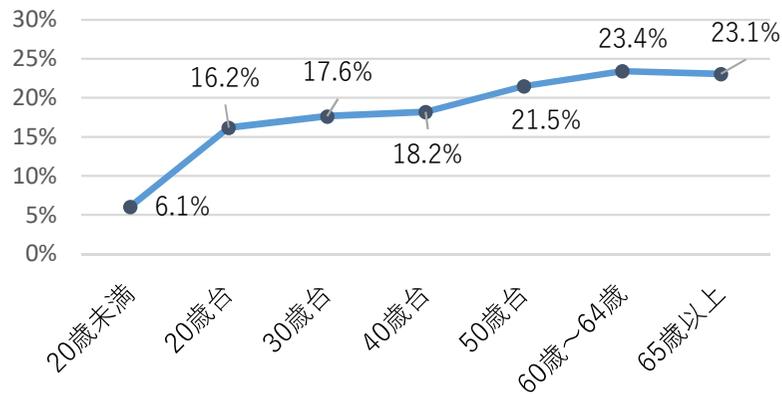
訓練を受講しない理由（育児中の者）  
(N=254)



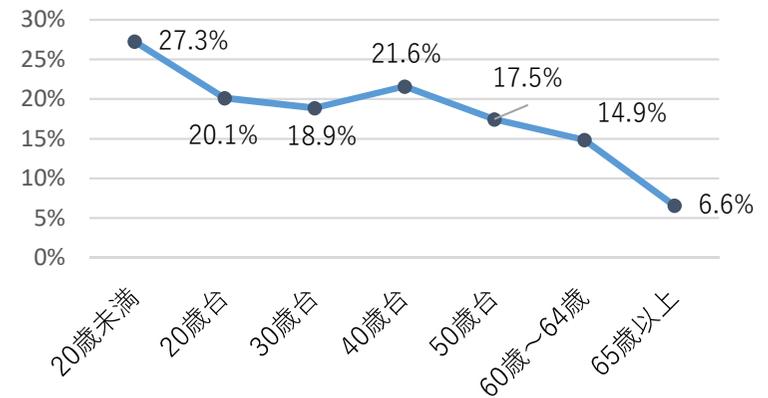
## 【調査2】 訓練受講に至らなかった者についての調査 ②

- 年齢層が上がると、訓練を受講しない理由として「平日に毎日通所することが困難」をあげる者の割合が高くなる。
- 「就職を優先したい」「受講したい分野の職業訓練がない」を理由とする者は、年齢層が低い方が割合が高い。

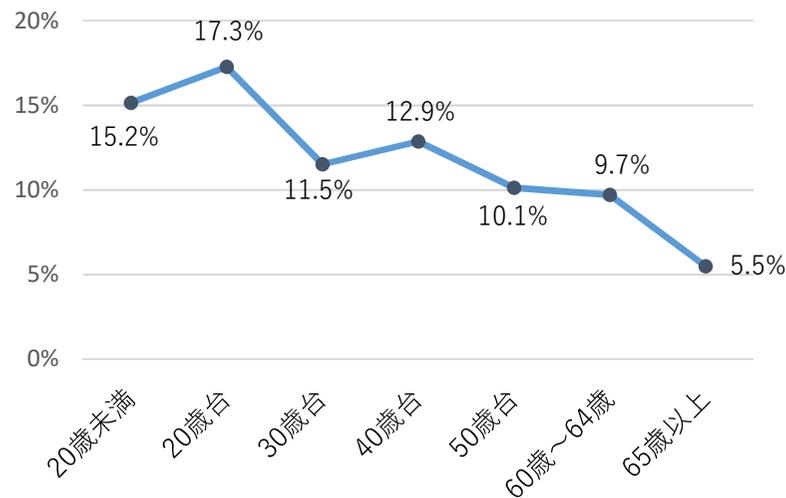
平日に毎日通所することが困難



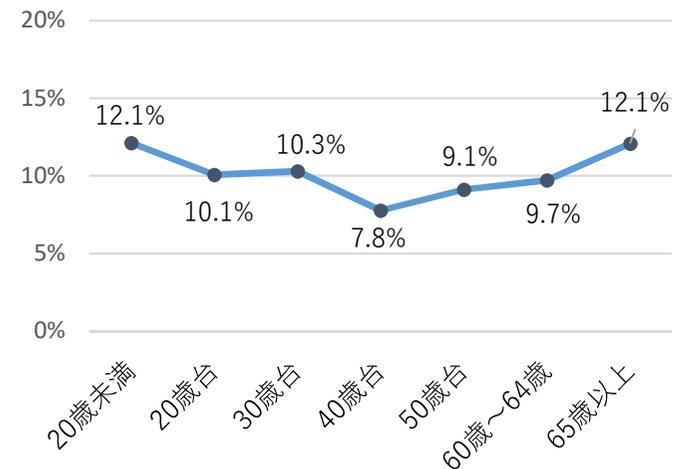
就職を優先したい



受講したい分野の職業訓練がない



給付金（月10万円）の対象外であるため





○求職者支援制度の特例の活用状況について、どのように考えるか。

○求職者支援制度の今後の在り方について、どのように考えるか。